

名古屋市公報	令和 5年 2月 1日 第188号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政部法制課長

目	次	ページ
告 示	示	
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第29号)	2
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第30号)	3
○ 家賃算定に関わる利便性係数に関する告示の一部改正	(住都・住宅管理課) (第31号)	5
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第32号)	35
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課) (第33号)	39
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課) (第34号)	40
上 下 水 道 局 告 示		
○ 名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定についての一部改正	(第2号)	41
○ 地方公営企業法第33条の 2の規定に基づく水道料金等徴収事務の一部委託についての一部改正	(第3号)	42
○ 名古屋市公共下水道事業計画の変更	(第4号)	43
交 通 局 告 示		
○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について	(第4号)	44
公 告	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	46
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	48
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	50
○ 土地改良事業参加資格交替申出の承認について	(農業委員会)	52

名古屋市告示第29号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 5年 1月24日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 4年10月 4日 4指令住開指第50号	名古屋市天白区御幸山 317番外 3筆	名古屋市東区矢田南三丁 目 8番13号 株式会社N T K 代表取締役 中村総一郎

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第30号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 5年 1月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所

坂野 嘉紀 名古屋市港区東茶屋一丁目 658番地

2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所

布目 春生 名古屋市港区東茶屋一丁目 239番地

成田 信義 名古屋市港区東茶屋一丁目 407番地

鈴木 政美 名古屋市港区川園二丁目 149番地の 2

橋本 賢司 名古屋市港区東茶屋一丁目 430番地の 3

山本 金造 名古屋市港区川園二丁目97番地

坂野 幸二郎 名古屋市港区川園三丁目78番地

布目 正敏 名古屋市港区七島一丁目 127番地の 1

坂野 信男 名古屋市港区川園三丁目55番地

伊藤 正明 名古屋市港区惟信町五丁目50番地

ライオンズガーデン惟信町 402号

安井 満 名古屋市港区畑中二丁目 607番地

3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

名古屋市港区西茶屋三丁目 247番、畑、2,854.00平方メートル

名古屋市港区西茶屋三丁目 248番、畑、1,228.00平方メートル

名古屋市港区西茶屋三丁目 249番、畑、1,000.00平方メートル

名古屋市港区西茶屋三丁目 250番、畑、977.00平方メートル
名古屋市港区西茶屋三丁目 251番、畑、917.00平方メートル
名古屋市港区西茶屋三丁目 252番、畑、996.00平方メートル
名古屋市港区西茶屋三丁目 253番、畑、546.00平方メートル
名古屋市港区西茶屋三丁目 255番、畑、1,945.00平方メートル
名古屋市港区西茶屋三丁目 256番、畑、2,965.00平方メートル
名古屋市港区西茶屋三丁目 257番、畑、1,894.00平方メートル

4 設定する利用権

- (1) 種類 賃借権
- (2) 内容 畑として使用
- (3) 存続期間 令和 5年 3月 1日から令和 8年 2月28日まで
- (4) 借賃 10アール当たり 年額29,293円
- (5) (4)の支払方法 毎年 7月末日までに口座振替

5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況

- (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
387.00平方メートル
- (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 300日、農業従事者： 2人
- (3) 農機具の保有状況
トラクター： 1、管理機： 3、草刈機： 3、背負い動力噴霧機： 2

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第31号

家賃算定に関わる利便性係数に関する告示の一部改正

令和 5年名古屋市告示第 7号（家賃算定に関わる利便性係数について）の一部を次のように改正します。

令和 5年 1月27日

名古屋市長 河 村 た か し

北区の表中城北荘の項を次のように改める。

城北荘	1棟	101号から 109号まで、 111号から 121号まで、 123号、 124号、 201号から 224号まで、 301号から 324号まで、 401号から 424号まで、 501号から 524号まで、 601号から 624号まで及び 701号から 724号まで	0.9054	0.6476	0.6124	30,800円
		125号から 143号まで、 225号	0.8754	0.6476	0.6124	30,800円

	から 243号まで、 325号から 343号まで、 425号から 443号まで、 525号から 543号まで、 625号から 643号まで及び 725号から 743号まで				
2棟	106号から 114号まで、 206号から 214号まで、 306号から 314号まで、 406号から 414号まで及び 506号から 514号まで	0.9054	0.5415	0.6010	26,300円
	201号から 205号まで、 301号から 305号まで、 401号から 405号まで及び 501号から 505号まで	0.9054	0.5061	0.6010	27,500円
3棟		0.9054	0.5815	0.5782	26,100円
4棟	101号から 110号まで	0.9054	0.4476	0.5896	21,700円
	201号から 210号まで	0.9054	0.5815	0.5896	27,200円

	号まで、 301号 から 310号ま で、 401号から 410号まで及び 501号から 510 号まで				
5棟		0.9054	0.6000	0.5896	25,800円
6棟	113号から 115 号まで、 213号 から 215号まで 及び 313号から 315号まで	0.9054	0.5138	0.5896	23,500円
	116号から 118 号まで、 216号 から 218号まで 及び 316号から 318号まで	0.9054	0.6000	0.5896	26,600円
	413号から 415 号まで	0.8954	0.5138	0.5896	23,500円
	416号から 418 号まで	0.8954	0.6000	0.5896	26,600円
7棟	119号、 124 号、 219号、 224号、 319号 及び 324号	0.9054	0.6769	0.6081	36,300円
	120号から 123 号まで、 220号 から 223号まで 及び 320号から 323号まで	0.9054	0.6015	0.6125	33,400円

	419号及び 424号	0.8954	0.6769	0.6081	36,300円
	420号から 423号まで	0.8954	0.6015	0.6125	33,400円
21棟		0.9054	0.6584	0.6466	31,500円
A棟	101号	0.9254	0.9430	0.9883	116,500円
	102号	0.9254	0.8107	0.9883	100,200円
	106号、 110号から 112号まで、 202号、 204号、 206号、 210号から 212号まで、 302号、 304号、 306号、 310号から 312号まで、 402号、 404号、 406号、 410号から 412号まで、 502号、 504号、 506号、 510号から 512号まで、 602号、 604号、 606号、 610号から 612号まで、 702号、 704号、 706号、 710号	0.9254	0.7984	0.9883	98,800円

		から 712号まで、 802号、 804号、 806号、 810号から 812号まで、 902号、 904号、 906号、 1002号、1004号及び1006号				
		107号、 205号、 207号、 305号、 307号、 405号、 407号、 505号、 507号、 605号、 607号、 705号、 707号、 805号、 807号、 905号及び1005号	0.9254	0.6676	0.9883	82,500円
		108号、 109号、 208号、 209号、 308号、 309号、 408号、 409号、 508号及び509号	0.9254	0.5800	0.9883	71,600円
		113号、 201号、 203号、	0.9254	0.9507	0.9883	117,400円

	213号、 301号、 303号、 313号、 401号、 403号、 413号、 501号、 503号、 513号、 601号、 603号、 613号、 701号、 703号、 713号、 801号、 803号、 813号、 901号、 903号、 1001号及び1003号				
	608号、 708号及び 808号	0.9254	1.1784	0.9883	145,400円
B棟	101号	0.9254	0.9430	0.9883	113,200円
	102号、 104号、 105号、 202号から 205号まで、 212号、 213号、 302号から 305号まで、 312号、 313号、 402号から 404号まで、 412号、 413号、	0.9254	0.7984	0.9883	95,900円

502号から 505号まで、 512号、 513号、 602号から605号まで、 612号、 613号、 702号から 705号まで、 712号、 713号、 802号から 805号まで、 812号、 813号、 902号から 905号まで、 912号及び 913号				
103号及び 405号	0.9254	0.7984	0.9883	95,200円
106号、 201号、 206号、 209号、 211号、 301号、 306号、 309号、 311号、 401号、 406号、 411号、 501号、 506号、 509号、 511号、 601号、 606号、 609号、 611	0.9254	0.9507	0.9883	114,100円

	号、 701号、 706号、 709 号、 711号、 801号、 806 号、 809号、 811号、 901 号、 906号及び 911号				
	107号、 108 号、 110号、 207号、 208 号、 210号、 307号、 308 号、 310号、 407号、 410 号、 507号、 508号、 510 号、 607号、 608号、 610 号、 707号、 708号、 710 号、 807号、 808号、 810 号、 907号、 908号及び 910 号	0.9254	0.6676	0.9883	80,200円
	109号、 409号 及び 909号	0.9254	0.9507	0.9883	113,200円
	408号	0.9254	0.6676	0.9883	79,500円

同表中柳原荘の項を次のように改める。

柳原荘	1棟	101号、 104号、 201号、 204号、 209号、 301号、 304号、 309号、 401号、 404号、 409号、 504号、 509号、 604号、 609号、 704号、 709号、 804号、 809号、 904号、 909号、 1004号及び1009号	0.9242	0.9630	0.9727	122,000円
		102号、 202号、 302号及び402号	0.9242	0.6676	0.9727	84,700円
		103号、 105号から 108号まで、 203号、 205号から 208号まで、 303号、 305号から 308号まで、 403号、 405号から 408号まで、 505号から 508号まで、	0.9242	0.7984	0.9727	101,300円

	605号から 608号まで、 705号から 708号まで、 805号から 808号まで、 905号から 908号まで及び1005号から1008号まで				
	109号	0.9242	0.9430	0.9727	119,500円
2棟	101号、 106号、 201号、 206号、 211号、 301号、 306号、 311号、 401号、 406号、 411号、 501号、 506号、 601号、 606号、 701号、 706号、 801号、 806号、 901号、 906号、 1001号及び1006号	0.9242	0.9630	0.9727	121,500円
	102号から 105号まで、 107号、 109号、 110号、 202号	0.9242	0.7984	0.9727	101,000円

	から 205号まで、 207号、 209号、 210号、 302号から 305号まで、 307号、 309号、 310号、 402号から 405号まで、 407号、 409号、 410号、 502号から 505号まで、 602号から 605号まで、 702号から 705号まで、 802号から 805号まで、 902号から 905号まで及び 1002号から1005号まで				
	108号、 208号、 308号及び 408号	0.9242	0.6676	0.9727	84,300円
	111号	0.9242	0.9430	0.9727	119,000円
3棟	101号	0.9242	0.8107	0.9922	112,000円
	102号、 104号、 201号、 202号、 204号、 301号、	0.9242	0.7984	0.9922	109,200円

		302号、 304号、 401号、 402号、 404号、 501号、 502号、 504号、 601号、 602号、 604号、 701号、 702号、 704号、 801号、 802号、 804号、 901号、 902号及び 904号				
		103号、 203号、 303号、 403号、 503号、 603号、 703号、 803号及び 903号	0.9242	0.9507	0.9922	129,900円

南区の表中氷室荘の項を次のように改める。

氷室荘	1棟	201号、 205号、 212号、 301号、 305号、 312号、 316号、 401号、 405号、 412号及び 416号	0.8577	0.6538	0.6010	24,100円
		202号から 204	0.8577	0.6230	0.6010	23,200円

	号まで、 206号 から 208号ま で、 210号、 211号、 213 号、 214号、 302号から 304 号まで、 306号 から 311号ま で、 313号から 315号まで、 402号から 404 号まで、 406号 から 411号まで 及び 413号から 415号まで				
	501号、 505 号、 512号、 516号、 601 号、 605号、 612号、 616 号、 701号、 705号、 712号 及び 716号	0.8577	0.6492	0.6010	24,000円
	502号から 504 号まで、 506号 から 511号ま で、 513号から 515号まで、 602号から 604 号まで、 606号	0.8577	0.6169	0.6010	23,100円

	から 611号まで、 613号から 615号まで、 702号から 704号まで、 706号から 711号まで及び 713号から 715号まで				
2棟	101号から 109号まで、 201号から 209号まで、 301号から 309号まで、 401号から 409号まで、 501号から 509号まで、 601号から 609号まで、 701号から 709号まで、 801号から 809号まで、 901号から 909号まで、 1001号から1009号まで、 1101号から1109号まで、 1201号から 1209号まで及び 1301号から1309号まで	0.8277	0.6661	0.6238	28,600円

	110号から 118号まで、 210号から 218号まで、 310号から 318号まで、 410号から 418号まで、 510号から 518号まで、 610号から 618号まで、 710号から 718号まで、 810号から 818号まで、 910号から 918号まで、 1010号から1018号まで、1110号から1118号まで、1210号から1218号まで及び1310号から1318号まで	0.8577	0.6661	0.6238	28,600円
3棟	101号から 110号まで	0.8577	0.4323	0.6238	12,700円
	201号から 210号まで、 301号から 310号まで、 401号から 410号まで、 501号から 510	0.8577	0.6276	0.6238	26,000円

	号まで、 601号 から 610号ま で、 701号から 710号まで及び 801号から 810 号まで				
4棟	101号から 109 号まで、 201号 から 209号ま で、 301号から 309号まで、 401号から 409 号まで、 501号 から 509号ま で、 601号から 609号まで、 701号から 709 号まで、 801号 から 809号ま で、 901号から 909号まで、 1001号から1009 号まで、1101号 から1109号ま で、1201号から 1209号まで及び 1301号から1309 号まで	0.8277	0.6969	0.6352	29,300円
	110号から 118 号まで、 210号	0.8577	0.6969	0.6352	29,300円

	から 218号まで、 310号から 318号まで、 410号から 418号まで、 510号から 518号まで、 610号から 618号まで、 710号から 718号まで、 810号から 818号まで、 910号から 918号まで、 1010号から1018号まで、1110号から1118号まで、1210号から1218号まで及び 1310号から1318号まで				
A棟	101号	0.8777	0.9430	0.9805	88,200円
	102号	0.8777	0.7984	0.9805	74,800円
	103号、 203号、 303号、 403号、 503号、 603号及び 703号	0.8777	0.6676	0.9805	61,800円
	104号、 105号、 108号、 109号、 202	0.8777	0.7984	0.9805	74,000円

	号、 204号、 205号、 208 号、 209号、 302号、 304 号、 305号、 308号、 309 号、 402号、 404号、 405 号、 408号、 409号、 502 号、 504号、 505号、 508 号、 509号、 602号、 604 号、 605号、 608号、 609 号、 702号、 704号、 705 号、 708号及び 709号				
	106号、 107 号、 110号、 201号、 206 号、 207号、 210号、 301 号、 306号、 307号、 310 号、 401号、 406号、 407 号、 410号、	0.8777	0.9507	0.9805	88,000円

	501号、 506号、 507号、 510号、 601号、 606号、 607号、 610号、 701号、 706号、 707号及び 710号				
B棟	101号	0.8777	0.9430	0.9805	98,800円
	102号	0.8777	0.7984	0.9805	83,700円
	103号、 104号、 203号、 204号、 303号、 304号、 403号及び 404号	0.8777	0.5800	0.9805	60,100円
	105号、 106号、 109号、 110号、 202号、 205号、 206号、 209号、 210号、 302号、 305号、 306号、 309号、 310号、 402号、 405号、 406号、 409号、 410号、 502号、 505号、	0.8777	0.7984	0.9805	82,800円

	506号、 509号、 510号、 602号、 605号、 606号、 609号及び 610号				
	107号、 108号、 201号、 207号、 208号、 301号、 307号、 308号、 401号、 407号、 408号、 501号、 507号、 508号、 601号、 607号及び 608号	0.8777	0.9507	0.9805	98,500円
	503号及び 603号	0.8777	1.1784	0.9805	122,000円
C棟	101号、 107号、 201号、 207号、 208号、 301号、 307号、 308号、 401号、 407号、 408号、 501号、 507号、 508号、 601号、	0.8777	0.7984	0.9961	90,800円

	607号及び 608号				
	102号、 105号、 106号、 202号、 205号、 206号、 209号、 302号、 305号、 306号、 309号、 402号、 405号、 406号、 409号、 502号、 505号、 506号、 509号、 602号、 605号、 606号及び 609号	0.8777	0.9507	0.9961	108,200円
	103号、 104号、 203号及び 204号	0.8777	0.5800	0.9961	65,900円
	108号	0.8777	0.7984	0.9961	91,800円
	109号	0.8777	0.9430	0.9961	108,400円
	303号、 403号、 503号及び 603号	0.8777	1.1784	0.9961	133,900円
D棟	101号から 105号まで、 201号から 205号まで、 301号から	0.8777	0.9507	0.9961	101,500円

		305号まで、 401号から 405 号まで、 501号 から 505号ま で、 601号から 605号まで及び 701号から 705 号まで				
		106号から 109 号まで、 206号 から 209号ま で、 306号から 309号まで、 406号から 409 号まで、 506号 から 509号ま で、 606号から 609号まで及び 706号から709 号まで	0.8777	0.7984	0.9961	85,300円

守山区の表中緑ヶ丘荘の項を次のように改める。

緑ヶ丘荘	5棟	101号から106 号まで、 201号 から 206号ま で、 301号から 306号まで、 401号から 406 号まで及び 501 号から 506号ま で	0.8317	0.4476	0.5554	23,700円
------	----	---	--------	--------	--------	---------

	107号から 112号まで、 207号から 212号まで、 307号から 312号まで、 407号から 412号まで及び 507号から 512号まで	0.8317	0.5307	0.5554	26,900円
6棟	101号から 104号まで、 201号から 204号まで及び 301号から 304号まで	0.8317	0.7969	0.6238	42,600円
	105号から 107号まで、 205号から 207号まで及び 305号から 307号まで	0.8317	0.7138	0.6295	39,400円
	108号、 208号及び 308号	0.8317	0.4476	0.5554	23,500円
	401号から 404号まで	0.8217	0.7969	0.6238	42,600円
	405号から 407号まで	0.8217	0.7138	0.6295	39,400円
	408号	0.8217	0.4476	0.5554	23,500円
	101号から 104号まで、 201号から 204号まで及び 301号から	0.8317	0.7969	0.6287	42,800円
7棟					

	304号まで				
	105号から 108号まで、 205号から 208号まで及び 305号から 308号まで	0.8317	0.7138	0.6346	39,600円
	401号から 404号まで	0.8217	0.7969	0.6287	42,800円
	405号から 408号まで	0.8217	0.7138	0.6346	39,600円
8棟	101号から 106号まで、 201号から 206号まで及び 301号から 306号まで	0.8317	0.7246	0.6190	40,100円
	401号から 406号まで	0.8217	0.7246	0.6190	40,100円
9棟	101号、 201号及び 301号	0.8317	0.5784	0.5554	25,100円
	102号、 103号、 202号、 203号、 302号及び 303号	0.8317	0.5784	0.5554	25,400円
	401号及び 501号	0.8217	0.5784	0.5554	25,100円
	402号、 403号、 502号及び 503号	0.8217	0.5784	0.5554	25,400円
10棟	101号から 104号まで、 201号	0.8317	0.7984	0.6161	42,400円

	から 204号まで 及び 301号から 304号まで				
	105号から 108 号まで、 205号 から 208号まで 及び 305号から 308号まで	0.8317	0.7215	0.6222	39,500円
	401号から 404 号まで	0.8217	0.7984	0.6161	42,400円
	405号から 408 号まで	0.8217	0.7215	0.6222	39,500円
11棟	101号から 106 号まで、 201号 から 206号まで 及び 301号から 306号まで	0.8317	0.6123	0.6168	36,000円
	401号から 406 号まで	0.8217	0.6123	0.6168	36,000円
12棟		0.8317	0.7230	0.6219	38,600円
13棟	101号から 106 号まで、 201号 から 206号まで 及び 301号から 306号まで	0.8317	0.4584	0.5668	24,000円
	401号から 406 号まで	0.8217	0.4584	0.5668	24,000円
14棟	101号、 201号 及び 301号	0.8317	0.5784	0.5668	24,800円
	102号、 103	0.8317	0.5784	0.5668	25,000円

	号、 202号、 203号、 302号 及び 303号				
	401号及び 501号	0.8217	0.5784	0.5668	24,800円
	402号、 403号、502号及び 503号	0.8217	0.5784	0.5668	25,000円
15棟	101号から 106号まで、 201号から 206号まで 及び 301号から 306号まで	0.8317	0.7230	0.6286	39,400円
	401号から 406号まで	0.8217	0.7230	0.6286	39,400円
16棟	101号から 106号まで、 201号から 206号まで 及び 301号から 306号まで	0.8317	0.7246	0.6219	38,700円
	401号から 406号まで	0.8217	0.7246	0.6219	38,700円
17棟	101号、 201号 及び 301号	0.8317	0.5784	0.5668	24,800円
	102号、 103号、 202号、 203号、302号 及び 303号	0.8317	0.5784	0.5668	25,000円
	401号及び 501号	0.8217	0.5784	0.5668	24,800円

	402号、403号、502号及び503号	0.8217	0.5784	0.5668	25,000円
18棟	101号、201号及び301号	0.8317	0.5784	0.5668	24,800円
	102号、103号、202号、203号、302号及び303号	0.8317	0.5784	0.5668	25,000円
	401号及び501号	0.8217	0.5784	0.5668	24,800円
	402号、403号、502号及び503号	0.8217	0.5784	0.5668	25,000円
19棟	101号から106号まで、201号から206号まで及び301号から306号まで	0.8317	0.6076	0.6352	30,900円
	401号から406号まで及び501号から506号まで	0.8217	0.6076	0.6352	30,900円
20棟	101号から105号まで、201号から205号まで及び301号から305号まで	0.8317	0.6076	0.6352	30,700円
	401号から405号まで及び501	0.8217	0.6076	0.6352	30,700円

	号から 505号まで				
21棟	101号から 105号まで、 201号から 205号まで及び 301号から 305号まで	0.8317	0.6076	0.6352	30,700円
	401号から 405号まで及び 501号から 505号まで	0.8217	0.6076	0.6352	30,700円
A棟	101号、 104号、 201号、 204号、 205号、 301号、 304号、 305号、 401号、 404号、 405号、 501号、 504号及び 505号	0.8517	0.7984	0.9961	116,500円
	102号、 202号、 206号、 302号、 306号、 402号、 406号、 502号及び 506号	0.8517	0.9507	0.9961	138,500円
	103号、 203号、 303号、 403号及び 503	0.8517	0.6676	0.9961	97,300円

	号				
	105号	0.8517	0.7984	0.9961	118,200円
	106号	0.8517	0.9430	0.9961	139,600円
B棟	101号、102号、201号、202号、208号、301号、302号、308号、401号、402号、408号、501号、502号及び508号	0.8517	0.9507	0.9961	127,300円
	103号、104号、203号、204号、207号、303号、304号、307号、403号、404号、407号、503号、504号及び507号	0.8517	0.7984	0.9961	107,000円
	105号、106号、205号、206号、305号、306号、405号、406号、505号及び506号	0.8517	0.6676	0.9961	89,400円

		107号	0.8517	0.7984	0.9961	108,600円
		108号	0.8517	0.9430	0.9961	128,300円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第32号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年1月27日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更及び供用開始

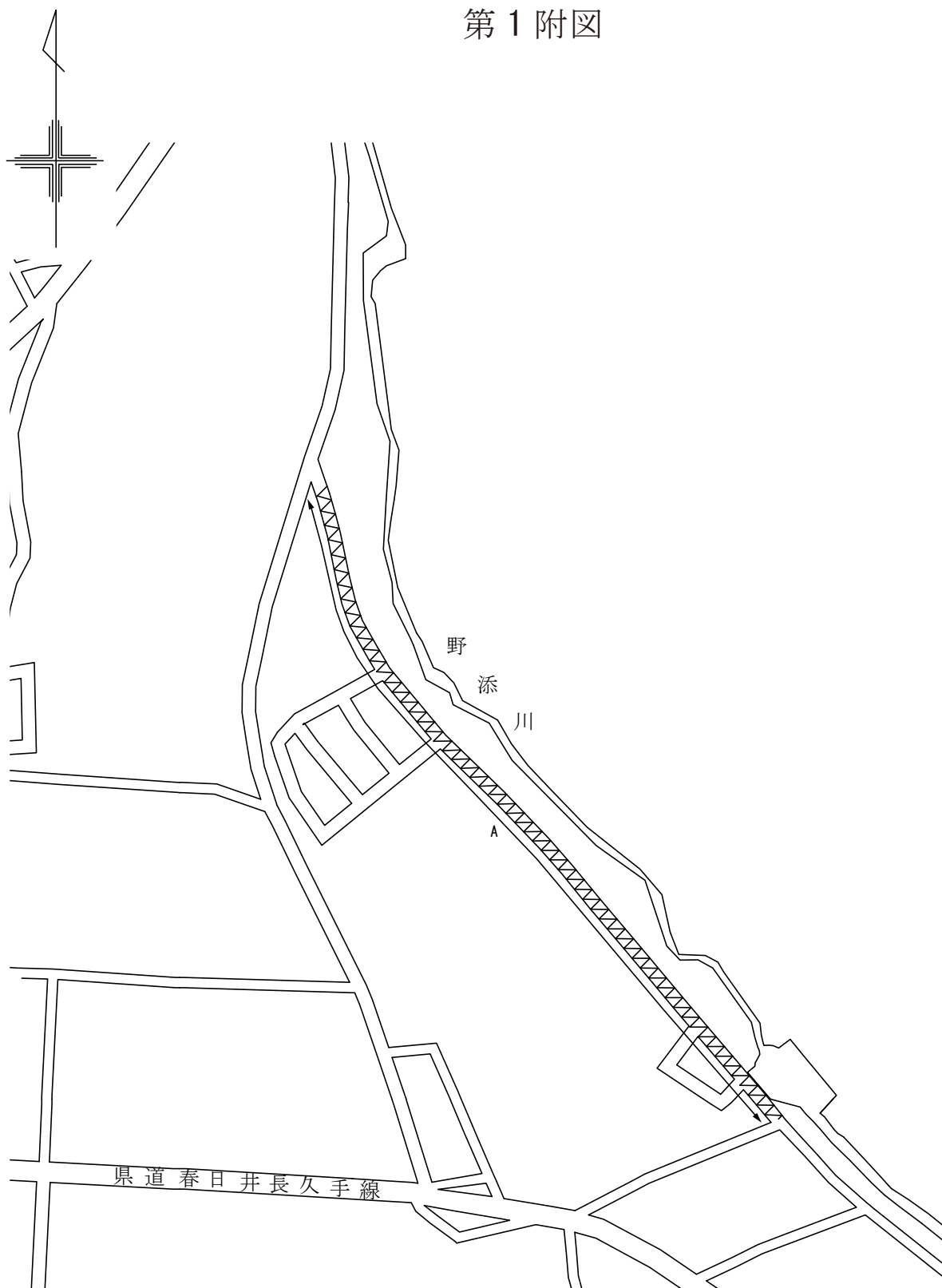
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	野添川左岸線	名古屋市守山区大字中志段味字東荒古2559番の38地先から	前	0.441	4.00 ～ 7.00	第 1 図 附 図
			名古屋市守山区大字中志段味字古山田2599番の11地先まで	後	0.441	4.88 ～ 7.23	

2 道路の区域変更

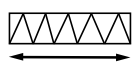
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
県道	A	名古屋一宮線	名古屋市西区枇杷島2丁目 710番地先から 名古屋市西区枇杷島2丁目 1304番地先まで	前	0.320	15.06 ～ 31.04	第 2 附 図
	A			後	0.320	15.06 ～ 31.04	
	B				0.320	14.53 ～ 21.00	
	A	名古屋祖父江線	名古屋市西区枇杷島2丁目 710番地先から 名古屋市西区枇杷島2丁目 1304番地先まで	前	0.320	15.06 ～ 31.04	
	A			後	0.320	15.06 ～ 31.04	
	B				0.320	15.06 ～ 31.04	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図

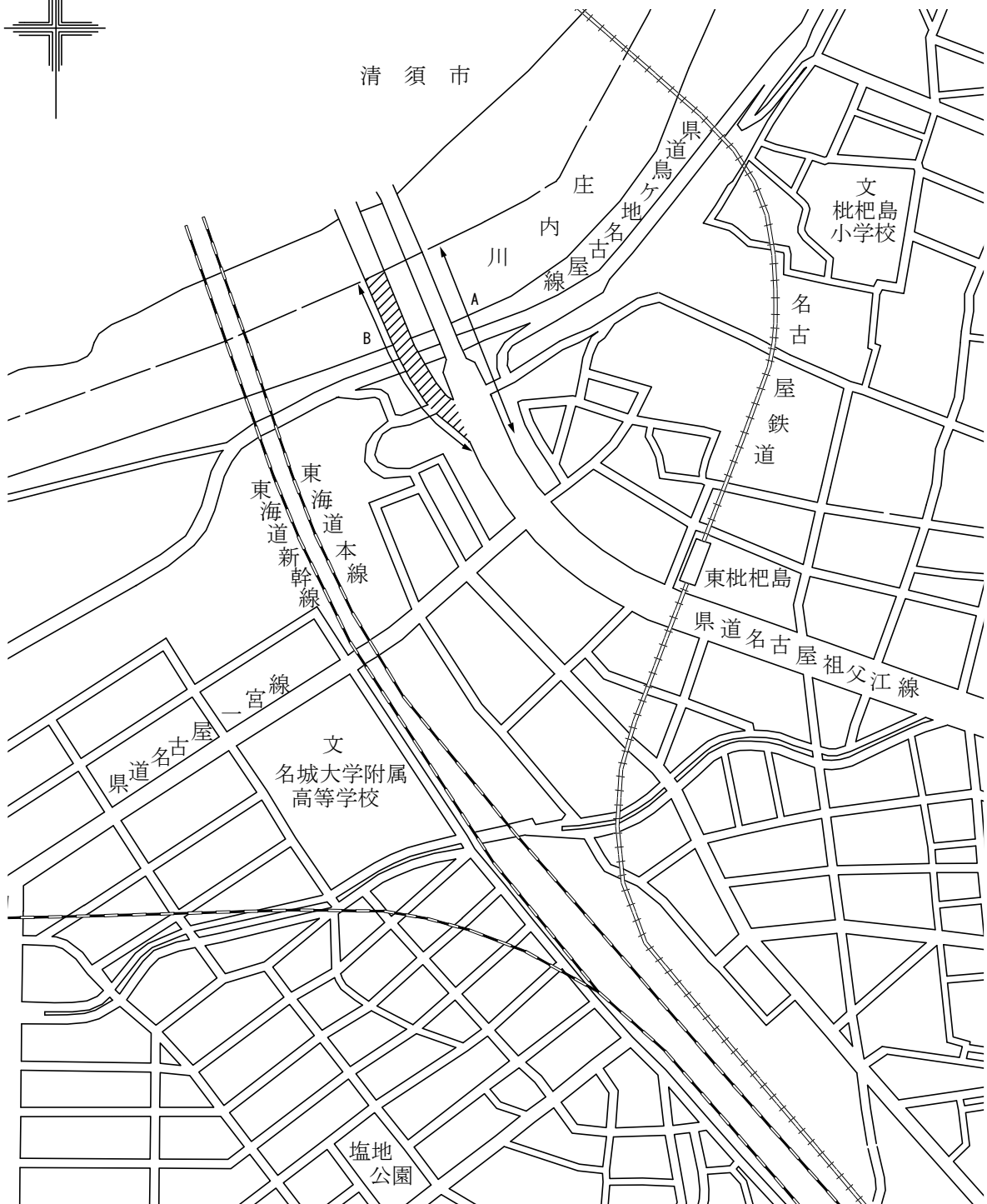
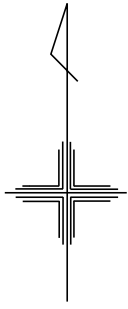


凡 例

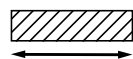


区域変更により道路の幅員
を改め供用開始する部分

第 2 附図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分

名古屋市告示第33号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定に加入する旨の届出がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和5年1月27日

名古屋市長 河村 たかし

1 建築協定地区の名称

山添町地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市千種区山添町一丁目42番2	令和4年12月16日
名古屋市千種区山添町一丁目69番2	令和4年12月16日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第34号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定に加入する旨の届出がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和5年1月27日

名古屋市長 河村 たかし

1 建築協定地区の名称

みどりヶ丘南地域建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝一丁目331番	令和4年12月21日
名古屋市緑区ほら貝一丁目421番	令和4年12月21日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市上下水道局告示第2号

名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（平成12年名古屋市上下水道局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年1月23日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第2項収納取扱金融機関中「株式会社広島銀行」、「株式会社山口銀行」及び「三井住友信託銀行株式会社」を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第3号

地方公営企業法第33条の2の規定に基づく水道料金等徴収事務の一部委託について（令和2年名古屋市上下水道局告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年1月24日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第2項の表名古屋上下水道総合サービス株式会社の部清須市 あま市 海部郡大治町の項の次に次のように加える。

北区 西区 中村区 北 名古屋市	令和5年2月1日
---------------------	----------

附 則

この告示は、令和5年2月1日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第4号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、名古屋市公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

なお、利害関係人は、公示の日から2週間以内に、当該事業計画の変更について名古屋市上下水道局長に対して意見を申し出ることができる。

令和5年1月26日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

1 事業計画の名称

名古屋市公共下水道事業計画

2 変更に係る予定処理区域

千年処理区

3 変更項目

項目	施設名称	変更概要
浸水対策	白鳥橋ポンプ場	雨水ポンプの更新に併せて排水能力を排水量1,632m ³ /分から1,947m ³ /分に増強する。

4 変更に係る工事の完成予定年月日

令和11年3月31日

5 事業計画の変更案の縦覧場所及び意見の申出先

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

（名古屋市役所西庁舎9階）

名古屋市交通局告示第4号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成23年名古屋市交通局告示第20号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和5年1月25日から次のように改正します。

令和5年1月24日

名古屋市交通局長 小林 史郎

合同会社マルシェの項の次に次のように加えます。

株式会社成幸謝 名古屋市南区鯛取通三 丁目16番地	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
株式会社いち 愛知県日進市藤塚三丁 目129番地	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
渡邊豊一 名古屋市西区花の木三 丁目15番12号パル ティール城西1階	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
株式会社B e - G r o o v e 大阪府大阪市北区梅田 一丁目3番1-700 号	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金

株式会社NewAs 愛知県尾張旭市北本地 ヶ原町一丁目106番 地2	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
株式会社サンファミリー 一 名古屋市名東区藤が丘 143番地	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
杉野史朗 名古屋市千種区井上町 85番1号先	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
山田諒 名古屋市中区栄三丁目 31番13号先	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
株式会社SAKAI 名古屋市東区葵一丁目 19番19号	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
有限会社SOUKA 名古屋市名東区梅森坂 西一丁目118番地の 15	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 1月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

第二星ヶ丘ビル・星が丘テラス

名古屋市千種区星が丘元町1408番 ほか 5筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
星が丘駐車場	1,184台	1,149台	1,184台	1,149台
タイムズ星が丘テラス前駐車場	—	35台	—	40台
星ヶ丘ボウル立体駐車場	290台	変更なし	290台	変更なし
計	1,474台	変更なし	1,474台	1,479台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
タイムズ星が丘テラス前駐車場	—	午前 0時00分から 午後12時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	1箇所	変更なし
出口	2箇所	変更なし
出入口	2箇所	3箇所
計	5箇所	6箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 5年 2月 1日

4 変更しようとする理由

施設計画変更のため

5 届出の日

令和 4年12月21日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

千種区役所情報コーナー及び名東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 1月25日から同年 5月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 5月25日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 1月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー戸田店

名古屋市中川区戸田明正二丁目 110番 ほか67筆

2 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中川区富田町大字戸田字 上柳瀬 6番 ほか 122筆	名古屋市中川区戸田明正二丁目 110番 ほか67筆

3 変更の日

平成21年 7月25日

4 変更した理由

所在地変更のため

5 届出の日

令和 5年 1月13日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 1月25日から同年 5月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 5月25日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 1月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー戸田店

名古屋市中川区戸田明正二丁目 110番 ほか67筆

2 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯	
	変更前	変更後
建物北側荷さばき施設 A	午前 6時00分から 午後10時00分まで	変更なし
建物南側荷さばき施設 B	午前 9時00分から 午後 6時00分まで	午前 6時00分から 午後10時00分まで

3 変更の日

令和 5年 2月20日

4 変更しようとする理由

小売店舗の変更に伴い、荷さばき施設において荷さばきを行う時間帯に変更が生じるため

5 届出の日

令和 5年 1月13日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 1月25日から同年 5月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 5月25日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

土地改良事業参加資格交替申出の承認について

下記の土地に係る土地改良事業の参加資格の交替については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 3条第 1項第 2号の規定により承認したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第 295号）第 1条の 3第 3項の規定により公告する。

なお、本申出の関係書類は、名古屋市農業委員会事務局農政課に備えおく。

令和 5年 1月26日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 土地改良事業の実施主体

申出に係る土地において施行されている土地改良事業

2 参加資格を交替しようとする者（土地所有者）

静岡県磐田市福田中島 663番地 2

長谷川 雪代 始め61名

3 現資格者（使用収益権者）

名古屋市中川区かの里三丁目1502番地

林 直樹 始め 5名

4 申出に係る土地

名古屋市中川区福島一丁目 163番、田、426.00平方メートル

始め 127筆 計 71,089.70平方メートル

名古屋市農業委員会事務局農政課